

議 案 第 104 号

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げるとともに、扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するため。

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（補償基礎額） 第5条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) （略） (2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防作業従事者及び応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親	（補償基礎額） 第5条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) （略） (2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防作業従事者及び応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人に

族たる子」という。)については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表(第5条関係)

(単位 円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考 (略)

つき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表(第5条関係)

(単位 円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。